

車両を減車するには

大阪運輸支局輸送部門
での手続き

必要書類

①貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書 様式2

②事業用自動車等連絡書 1両につき1枚

③減車しようとする事業用自動車の
自動車検査証記録事項(もしくは車検証原本)

正本・控え
の2部提出
(控えはコピーで可)

軽二輪の場合は車検証に
替えて軽自動車届出済証

大阪運輸支局
輸送部門

Tel 072-822-6733

事業用自動車等連絡書の発行

軽四輪

軽自動車検査協会
での手続き

連絡書の発行を受けた後は、
使用の本拠地を管轄する
軽自動車検査協会での手続きに
なります。
必要な書類等は、下記までお問
い合わせください。
その際連絡書が必要となります。

軽二輪 小型二輪

登録部門
での手続き

連絡書の発行を受けた後は、
使用の本拠地を管轄する
登録部門での手続きになります。
必要な書類等は、下記までお問
い合わせください。
その際連絡書が必要となります。

軽自動車検査協会

高槻支所 (大阪ナンバー)
050-3816-1841

大阪主管事務所 (なにわナンバー)
050-3816-1840

和泉支所 (和泉・堺ナンバー)
050-3816-1842

登録部門

大阪運輸支局登録部門 (大阪ナンバー)
ヘルプデスク 050-5540-2058

なにわ自動車検査登録事務所 (なにわナンバー)
ヘルプデスク 050-5540-2059

和泉自動車検査登録事務所 (和泉・堺ナンバー)
ヘルプデスク 050-5540-2060

貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第3条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名		変更予定日	令和	年	月	日
ふりがな						
氏名又は名称	(通称名:)					
代表者氏名						
住所						
電話番号						

届出内容	
① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置)	④ 事業用自動車の種別ごとの数(乗車定員)
② 代表者	⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力
③ 営業所の名称及び位置	⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力

記載欄	営業所名	新		旧	
①		軽(普通)	両(名)	軽(普通)	両(名)
②		軽(霊柩)	両(名)	軽(霊柩)	両(名)
③		二輪	両(名)	二輪	両(名)
④		位置		位置	
		営業所からの距離	m	営業所からの距離	m
⑤	収容能力	m ²	収容能力	m ²	
	⑥	位置		位置	
		収容能力	m ²	収容能力	m ²

廃止届出
 譲渡届出
 分割届出
 合併届出
 死亡届出
 (該当する□欄にチェックを入れる)

変更理由等

運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿

宣誓書

届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。
 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和 年 月 日

住所
 氏名
 (名称)

軽貨物 減車の場合の記載方法

提出する日を記載

貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第3条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

減車予定日を記載

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名		変更予定日	令和 1 年 5 月 7 日
ふりがな	きんき たろう		
氏名又は名称	近畿 太郎 (通称名: 近畿配送)		
代表者氏名			
住所	大阪府寝屋川市高宮栄町●●-×		
電話番号	072-●●●-××●●		

届出内容		新		旧	
① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置)	④ 事業用自動車の種別ごとの数(乗車定員)				
② 代表者	⑤ 自動車庫の位置及び収容能力				
③ 営業所の名称及び位置	⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力				
記載欄	営業所名	新		旧	
①					
②					
③		該当欄に減車後の台数		該当欄に黒ナンバーの届出していた台数を記載ください	
④	本店	軽(普通)	2両 (名)	軽(普通)	3両 (名)
		軽(霊柩)	両 (名)	軽(霊柩)	両 (名)
		二輪	両 (名)	二輪	両 (名)
⑤	位置 営業所からの距離		m		m
		収容能力	m ²	収容能力	m ²
		位置		位置	
⑥	収容能力		m ²		m ²

廃止届出 譲渡届出 分割届出 合併届出 死亡届出 (該当する□欄にチェックを入れる)

変更理由等

荷主の減少のため

減車の理由をご記入ください

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿

宣誓書

- 届出にかかる自動車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
- 届出にかかる自動車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。
- 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和 年 月 日

住所
氏名
(名称)

事業用自動車等連絡書

※ 発行番号 第 号
 発行日 令和 年 月 日
 有効期限 発行の日から1ヶ月

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

事業等の種別	旅客〔乗合（路線定期・その他）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定） 貨物〔一般・特定・軽・霊柩・第二種利用〕その他〔レンタカー・（ ）〕		
使用者の名称 （事業者名）			所属営業所名
使用者の住所 （事業者の住所）			使用の本拠の位置 （営業所の位置）
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車
自動車登録番号等 （車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号（車両番号）
	[型式]新車の場合（諸元表の写しを提示）		※登録完了印・登録官印
	[車体番号]中古車の場合（車検証等の原本若しくは写しを提示）		
	① 自動車の年式 H・R 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 人		① 自動車の年式 S・H・R 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 人
	② 旅客自動車 自動車の長さ cm		② 旅客自動車 自動車の長さ cm
	③ 貨物自動車 種別（普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽） 最大積載量 kg		③ 貨物自動車 種別（普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽） 最大積載量 kg
事案発生理由	※ 新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動（ 運輸支局 → 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他（ ）		
備考欄	※		
確認印及び 担当官印	※ 確認印・担当官印	（注） 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門（企画輸送部門）に提出して下さい。 3. <u>新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証（又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書）の原本若しくは写しを、提示して下さい。</u> 4. 連絡書は、輸送部門（企画輸送部門）の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門（軽自動車にあっては軽自動車検査協会）に提出してください。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
輸送部門 （企画輸送部門）	発行元連絡先： 運輸支局 輸送部門（企画輸送部門） TEL — —		

事業用自動車等連絡書

記載例: 減車の場合

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号 第 号
発行日 令和 年 月 日
有効期限 発行の日から1ヶ月

事業等の種別	旅客 [乗合 (路線定期・その他)・貸切・ハイヤー・タクシー・特定] 貨物 [一般・特定・ 軽 ・霊柩・第二種利用] その他 [レンタカー ()]		
使用者の名称 (事業者名)	近畿 太郎	所属営業所名	本社
使用者の住所 (事業者の住所)	大阪府寝屋川市高宮栄町●●-×	使用の本拠の位置 (営業所の位置)	大阪府寝屋川市○○町4-5-6
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止 (減車・まつ消等) する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号 (車両番号)	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号 (車両番号)
	[型式] 新車の場合 (諸元表の写しを提示)		大阪 480 り 1234
	[車台番号] 中古車の場合 (車検証等の原本若しくは写しを提示)		
	①自動車の年式・・・ H・R 年式		①自動車の年式・・・ S・H ・R 27 年式
	②旅客自動車・・・乗車定員 人 自動車の長さ cm		②旅客自動車・・・乗車定員 人 自動車の長さ cm
	③貨物自動車・・・種別 (普通・小型・けん引・被けん引・特種・ 軽) 最大積載量		③貨物自動車・・・種別 (普通・小型・けん引・被けん引・特種 軽) 最大積載量 350 kg
事案発生理由	※新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更 [増車・ 減車 ・代替・営配・他支局管内への移動 (運輸支局→ 運輸支局)] 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他 ()		
備考欄	※		
確認印及び担当官印 運輸部門 (企画輸送部門)	※確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門 (企画輸送部門) に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証 (又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書) の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門 (企画輸送部門) の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門 (軽自動車にあっては軽自動車検査協会) に提出して下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
	発行元連絡先: 大阪運輸支局 輸送部門 (企画輸送部門) TEL 072 - 822 - 6733		